

祝新金木町

新金木町誕生にあたって

迎春の折各位の御健康を祝福申し上げます。
 昨夏以来金木町、嘉瀬村、喜良市村三ヶ町村合併について鋭意調査研究の處漸く成案を得、先般三ヶ町村の議會に於て夫々万場一致合併の議決を賜り來る三月一日を期して新金木町の發足の運びとなりましたことは慶祝に堪えない次第であります。
 由來金木町、嘉瀬村、喜良市村三ヶ町村は古くは村づくりより藩制の歴史によるまでもなく、地理的條件に於ても産業經濟の規模の上からも且つ交通、運輸、社會的文化等各般に互り全く同一の條件に置かれ、三ヶ町村の合併は自然の姿であり、時勢の欲求であると存する次第であります。新金木町の發展は、町村合併の理由からみても解りますように、町民の融和と協力により約束づけられるものと信するのであります。希くは一万七千町民相共に手を携え力を協せ明るい住みよい新金木町建設に邁進致したいと存じます。
 記念すべき新金木町の誕生に當り、町民各位と共に祝い申し上げ合併の御挨拶と致します。

昭和三十年二月二十五日

金木町長 花田 直一
 金木町議會議長 白川 勝義
 嘉瀬村村長 山中 馨雄
 嘉瀬村議會議長 高橋 武男
 喜良市村村長 三上 宮雄
 喜良市村議會議長 伊藤 雄

合併のしおり

一、新町名 金木町
 1、關係町村名 北津輕郡金木町、嘉瀬村、喜良市村
 但し現嘉瀬村大字毘沙門は合併の日と同時に五所川原に編入する。

二、新町建設の基本方針

「新町は農業生産を基本とし、あわせて商工業の振興を図る。
 これが為、新町はあらゆる面に於いて旧町村の実態に即応した調和均衡施策に留意し、交通路線を整備拡充し、原野開拓による農業生産の増強に努めると共に、商工業の發展を期し、併せて芦野公園を中心に日本三大自然を背景とする大遊園地の建設を都市計画と共に進め、理想的な新しい町としての飛躍的發展を期すると共にこれによる財政基礎の確立と相俟つて諸施設を拡充強化し、住民の福祉を増進せしめる。」

三、町役場及び支所の統合整理に關する事項

1、町役場の位置 青森県北津輕郡金木町大字金木字朝日山三二三番地 現金木町役場

2、支所の位置

嘉瀬支所 嘉瀬村大字嘉瀬字雲雀野一〇〇番地
 喜良市支所 喜良市村千刈一八六ノ三

四、支所で行う事務

- 1 公印保管に關する事務
- 2 戸籍に關する事務
- 3 住民登録及び人口動態に關する事務
- 4 埋火葬認許に關する事務
- 5 配給に關する事務
- 6 諸証明に關する事務
- 7 母子手帳交付及び死産届出に關する事務
- 8 牛馬籍に關する事務
- 9 町税その他納入に關する事務
- 10 土地台帳、家屋台帳、土地名寄帳、絵図面その他家屋に關する事務
- 11 住民の連絡事務

新町の現況

1、人口及び戸數

| | 新町 | 關係町村 | | |
|------------|-----------|-------|-------|-------|
| | | 金木町 | 嘉瀬村 | 喜良市村 |
| 人口 | 16,888人 | 8,297 | 5,234 | 3,357 |
| 方秆人口 | 127人 | 197 | 173 | 55 |
| 戸數 | 2,006戸 | 998 | 615 | 393 |
| 連状戸數に對する割合 | 139% | 70 | 86 | 74 |
| 面積 | 129.35平方秆 | 42.88 | 29.10 | 57.37 |
| 区域 | 東 | 15.5 | 11.0 | 9.8 |
| | 西 | 15.5 | 11.0 | 9.8 |
| 南 | 東 | 48.5 | 4.5 | 4.0 |
| | 西 | 48.5 | 4.5 | 4.0 |

2、民有租地地目別反別調

| 種目 | 金木町 | 嘉瀬村 | 喜良市村 |
|-----|----------|----------|----------|
| 田 | 5,658反 | 9,060反 | 2,490反 |
| 畑 | 1,953反 | 1,834反 | 1,770反 |
| 宅地 | 192,927坪 | 166,376坪 | 134,131坪 |
| 山林 | 708反 | 1,226反 | 540反 |
| 原野 | 1,326反 | 1,286反 | 30反 |
| その他 | 92反 | 40反 | 40反 |

合併記念行事日程表

| 月日 | 行事 | 時間 | 場所 |
|------|---------------------|---------------------|------------------------|
| 三月一日 | 開庁式 記念式典 旗行行列 | 八・三〇 一〇・〇〇 〇〇 | 金木町役場 金木小学校 新町全域 |
| 三月二日 | 消防連合演習 | 八・〇〇 | 新町全域 (役場前・南新町・栄町) |
| 三月三日 | 記念スキー大会 | 一〇・〇〇 | 嘉瀬スロープ |
| 三月中旬 | 記念講演 | 未定 | 未定 |
| 三月下旬 | スライド映写会 | 未定 | 未定 |

三月一日、三日は

戸毎に國旗を掲揚して

お祝いしましよ

合併にあつての協定事項

第一、合併の時期

合併の時期は、昭和三十年三月一日とする。

第二、議會議員の任期及び定数

- 1、町村合併促進法第九條第一項の規定に依り、新町設置の際同町の議會議員の被選舉權を有することとなるものは、新町設置の日から一ヶ年間引續き新町の議會議員（五十四名）として在任すること。
- 2、議會議員の定数は右の者の數を定數とし、當該數に欠員を生じても地方自治法第九十一條の規定による定數（二十六名）まで補充しないこと。

第三、職員的身分

- 1、一般職の職員は、總て新町に承繼し、その勤續年數を通算すること。新町設置の日より一年以内に退職したものは、旧金木町職員退職手當に關する條例による退職手當の外次の割合によつて特別退職手當を支給する。
 - 一、新町設置の日より一ヶ月以内に退職したものは給與月額の十二倍
 - 二、その後一ヶ年以内に退職するものについては右に準じ月割に依り減額支給するものとする。

- 2、常勤の特別職の職員については、新町の吏員として承繼すること。常勤の特別職の退職手當に關しては、旧金木町特別職員退職手當に關する條例による退職手當の外新町において協議の上特別退職手當を支給する。

第四、負債及び財産の承繼

- 1、負債及び財産は總て新町に引繼ぐこと。
- 2、現嘉瀬及び喜良市兩村の官行造林地については、合併と同時に財産區を設けて、これを管理するものとする。

第五、町税の税率

町税の税率は、現行の割合とし三ヶ年は不均一課税とする。

第六、行政區設定

關係町村名を廢し、從來の大字、字は旧來の通り呼稱すること。但し、喜良市村は村名を以つて大字とする。

第七、選舉區の設定

新町議會議員の選舉については、公職選舉法第十五條の規定に依り、新町において設定すること。

第八、國民健康保險給付率

現喜良市村國民健康保險給付率は、現行のまゝとする。將來全地域に國民健康保險を實施するものとする。

第九、消防團の組織

當分の間現町村消防團をそのまゝとし、その組織及び消防の運営については關係者の意見をきき新町の機關に於て決定する。

第十、農業協同組合及び農業共済組合の統合

農業協同組合及び農業共済組合は現在のまゝ存置されるが將來自主的な連絡協議會を育成助長し、その統合整備を要望すること。

第十一、教育委員會の統合

- 1、合併後の町の教育委員會の委員は、町村合併促進法第九條の二によりその委員の定數を四名とし、任期は一ヶ年とする。
- 2、右以外の公選による教育委員會の委員は、新町の社會教育委員（八名）に委嘱し、その任期は一ヶ年とする。

第十二、農業委員會の統合

農業委員會は知事の承認を得て當分の間地區農業委員會を置くものとする。地區農業委員會が統合するまでは任意の連合體を設置する。

第十三、共用林等の取扱

- 1、現在のまゝ存置すること。
- 2、委託林については、新町又は旧町村の地域住民（組合）に於いて契約するもその運営及び管理については旧町村の地域住民に委任するものとする。

第十四、其の他

- 1、各集團部落及び各學校に電話を架設し、住民の福祉と利便を圖ること。
- 2、現町村で施行中の各種事業は、新町に於て繼續すること。
- 3、集團部落に將來街灯を架設し明るい街にすること。
- 4、自治功勞者は、新町に於て表彰すること。